

電子計算組織による給与支給事務等処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年5月14日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第32号

電子計算組織による給与支給事務等処理規則の一部を改正する規則

電子計算組織による給与支給事務等処理規則（昭和48年佐賀県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。</p>		<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。</p>	
用語	意義	用語	意義
給与	<p>給料、給料の調整額、教職調整額、佐賀県公立                      学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）                      別表第1の備考の(2)及び別表第2の備考の(2)の                      規定による給料月額に加算額、管理職手当、初任                      給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通                      勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務                      手当（特地勤務手当に準ずる手当を含む。）、農                      林漁業普及指導手当、産業教育手当、へき地手当                      （へき地手当に準ずる手当を含む。）、定時制通                      信教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜                      間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、                      期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及                      び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含                      む。）</p>	給与	<p>給料、給料の調整額、教職調整額、佐賀県公立                      学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）                      別表第1の備考の(2)及び別表第2の備考の(2)の                      規定による給料月額に加算額、管理職手当、初任                      給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通                      勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務                      手当（特地勤務手当に準ずる手当を含む。）、農                      林漁業普及指導手当、産業教育手当、へき地手当                      （へき地手当に準ずる手当を含む。）、定時制通                      信教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜                      間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、                      期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及                      び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新                      型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）</p>
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の電子計算組織による給与支給事務等処理規則の規定は、平成25年4月13日から適用する。